

審査ガイドの位置付けについて（第 3 回）

令和 3 年 6 月 16 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和 2 年度第 65 回原子力規制委員会（令和 3 年 3 月 17 日）において、審査ガイド¹の位置付けについてイメージを提示し、また、令和 3 年度第 7 回原子力規制委員会（同年 5 月 12 日）において素案²を提示し、議論いただいた。

これまでの原子力規制委員会の議論及び審査官からの意見を踏まえ、「審査ガイドの位置付け」（案）を作成したので、更なる議論をお願いしたい。

2. 議論

（1）前回の委員会での主な意見

- ガイドはあくまでガイドであり、審査においては審査官の判断が上位に来るべきだが、その位置付けが明確に記載されていない。
- ガイドは「適合性を確認する方法の一例を示した手引」とあるが、自然ハザードのガイドには審査の流れが示されており、もう少し重みのある文書なのではないか。
- プラントの審査の観点では、ガイドは横に置いておく参考書であり、見なくても構わないという位置付けだと思う。分野の違いや対象の違いをどうガイドに反映させるかという問題ではないか。
- 審査ガイドの目的や位置付けは、分野によっても変わるし、対象とする施設によっても変わると思うので、それが汲み取れるよう記載したらどうか。脚注のような形で補うことも一案。
- 使用施設、加工施設、放射性同位元素に関するものなどは規範的であっておかしくない一方、研究炉は規範的になりようがない。審査対象の特性を捉えて、ガイドが作成されることが大事。

（2）「審査ガイドの位置付け」（案）

上記（1）の議論を踏まえ、別添のとおり「審査ガイドの位置付け」（案）を作成した。

¹ 原子力規制委員会が作成するガイドのうち、原子炉等規制法に基づく基準規則等に関する審査に用いるためのもの。このほか、原子力規制庁が作成する審査ガイド、原子力規制委員会が作成する審査に係る手続、運用等を示すガイド及び原子力規制委員会・原子力規制庁が作成する検査に係るガイド等がある。なお、旧原子力安全・保安院から引き継いだ審査要領を基に策定されたものがある。

² 審査ガイドの位置付けについて（第 2 回） 令和 3 年度第 7 回原子力規制委員会（令和 3 年 5 月 12 日）資料 3（別添）

3. 今後の進め方

本日の議論を踏まえ、「審査ガイドの位置付け」(案)を取りまとめ、原子力規制委員会に諮ることとしたい。

審査ガイドの位置付け (案)

令和●年●月●日
原子力規制委員会

1. 審査ガイド策定の目的

- 審査ガイドは、許認可の審査において、審査官が参照するために策定する文書であり、審査官が新規規制基準への適合性を確認する方法の例を示した手引である。
- 審査ガイドは、規則や規則の解釈のように規制要求を示すものではない。

2. 審査ガイドを策定する際の留意点

- 自然ハザードに係る審査は、立地地点毎に異なるハザードを対象とするため、従前の審査経験が活用できる範囲は限定的であることから、審査ガイドは、審査の流れ、アウトラインが明確になるよう、確認すべき項目、その網羅性に配慮して記載する。
- 実用発電用原子炉の施設・設備・手順に係る審査は、共通性のある設備等に関するものであり、審査経験が蓄積すればこれを活用できることから、審査ガイドは、確認すべき項目等を簡潔に記載する程度に留める。
- なお、実用発電用原子炉以外の施設に係る審査ガイドを策定しようとする場合は、審査の手順や内容を具体的に記載する意義のあるもの（例えば、使用施設）や具体的に記載すべきではないもの（例えば、試験研究炉）など、対象とする施設の特性に合わせて、策定の可否を検討し、策定する場合は相応しい内容とする。

3. 審査ガイドを用いる際の留意点

- 審査ガイドは、審査官にとって審査の公平性、網羅性の観点から有益なものであり、申請者にとっては審査の枠組みを提示することにより審査の予見性を与えるものである。
- 審査ガイドに示す手法によらない手法であっても、技術的根拠があれば基準適合性を確認することができる。
- 審査に当たっては、審査ガイドの内容に囚われることなく、審査官自らの科学的、技術的、合理的な判断に基づくことが重要である。
- 審査ガイドが整備されていない施設の審査に当たっては、それぞれの施設の特性を踏まえ、必要に応じて、実用発電用原子炉の審査ガイドを参考として用いることができる。

（参考）

審査ガイドの位置付けについて（仮称） （素案）

令和●年●月●日
原子力規制委員会

1. 審査ガイドの目的

- 審査ガイドは、新規規制基準適合性審査において、審査官が参考とする文書である。
- 審査ガイドは、審査官が新規規制基準への適合性を確認する方法の一例を示した手引である。

2. 審査ガイドを策定する際の留意点

審査ガイドを策定する際には、以下の点に留意する必要がある。

- 立地地点毎に審査を行う自然ハザードに係る審査と、共通性のある機能・設備を対象とし従前の審査経験が活用できる審査とでは、記載の範囲・詳しさ、活用の程度・仕方が異なる。
- 施設の種類、特性等により規制要求に対する設備・手順等の対応が異なるため、これを踏まえた審査ができるよう記載を工夫する必要がある。

3. 審査ガイドを用いる際の留意点

審査ガイドを用いる際には、以下の点に留意する必要がある。

- 審査ガイドは、審査官にとって審査の公平性、網羅性の観点から有益なものであり、申請者にとっては審査の予見性を与えるものである。
- 審査ガイドに示す手法によらない手法であっても、技術的根拠があれば基準適合性を確認することができる。
- 審査に当たっては、審査官・申請者双方が自ら学び考える姿勢が大切であり、単に「これに則っていれば良い」というものではないとの認識をすることが重要である。
- 審査に当たっては、審査官自らが科学的、技術的、合理的に思考・判断をする姿勢が必要である。